

葛飾区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を
公布する。

平成26年10月17日

葛飾区長

葛飾区条例第22号

葛飾区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条
例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保
育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準)

第2条 法第34条第2項及び第46条第2項の規定により条例で定める基準は、特定教育・
保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の規
定の例による。

付 則

この条例は、法の施行の日から施行する。